

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社 TEAM-DACHS
主たる営業所の所在地	兵庫県芦屋市
許可番号	兵庫県知事許可(般 30)第219540号
許可を受けている建設業の種類	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水施設工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	平成31年1月8日
根拠法令	建設業法第28条第3項(同法第1項第2号該当)
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部</p> <p>2 期間 平成31年1月19日から平成31年3月31日まで</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社TEAM-DACHSは、民間発注の2件の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに建設工事を行った。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。</p>